資料２

北海道文化振興指針の改正について

１．北海道文化振興指針

北海道文化振興条例に基づき、平成６年８月に策定。（以降、改正なし）

２．改正理由

人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化や、関係法令の制定・改正などに的確に対応するため、必要な改正を行う。

【社会経済情勢の変化等への対応】

区　分	項　　目	道の対応	文化振興指針		審議会議論
			項　目	新たに盛り込む視点など	
社会経済情勢の変化	ＳＤＧｓの取組の推進	ＳＤＧｓ推進ビジョン	位置付け	・ＳＤＧｓの達成に向けた取組の一つとして位置付け	令和２年３月
	人口減少、少子高齢化の進行	創生総合戦略	施策の推進	・子ども達が文化に触れる機会の充実 ・地域文化の担い手の育成 ・文化資源を活用した地域の活性化	
	グローバル化の進展	グローバル戦略		・国内外の地域・団体との交流促進 ・多言語対応の推進	
	情報通信技術の急速な発展	Society5.0構想		・情報発信の充実・強化	
	新型コロナウイルス感染症の影響			・感染予防対策と文化芸術活動の両立	
関係法令の制定・改正	文化芸術基本法の改正 ・地方文化芸術推進基本計画の策定		位置付け	・地方文化芸術推進基本計画に位置付け	令和元年８月
	障害者文化芸術活動推進法の制定 ・地方障害者文化芸術活動推進計画の策定	障がい者福祉計画 ※法の地方計画に位置付け	基本的な考え方 施策の推進	・「障がいの有無に関わらず」など、法の趣旨に沿った文言の追加	令和２年１月
	文化財保護法等の改正	文化財保存活用大綱	施策の推進	・文化財の保存、次世代への継承 ・文化財の地域資源としての活用	令和２年３月
	文化観光推進法の制定			・地域の文化資源を観光資源として活用 ・文化、歴史とふれあう体験型観光の促進	
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の制定	アイヌ政策推進方策		・アイヌ文化の保存・継承と活用の促進	令和２年１月
その他	民族共生象徴空間「ウポポイ」の開業				
	北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録	縄文世界遺産の活用のあり方		・縄文遺跡群の保存・活用の促進	

３．改正にあたっての「基本的な考え方」

基本的な内容は継続しつつ、文化振興をめぐる情勢の変化や関係法令の改正、国の次期文化芸術推進基本計画を踏まえ、必要な改正を行う。

４．改正の「方向性」

指針の構成	現　　行	改正の方向性
文化振興の目標	北海道を道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくとともに、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことをめざします。	（基本的な内容を継続）
文化振興指針の位置付け	北海道文化振興指針は、条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものであり、今後、この指針に沿って文化振興施策の推進に努めていきます。	**■指針の位置付けを明確化** ・北海道総合計画を推進するための特定分野別計画 ・文化芸術基本法に規定する地方文化芸術推進基本計画 ・ＳＤＧｓの達成に向けた取組の一つ
基本理念	１　一つひとつのまちを表情豊かにする ２　地域を結び地域と世界をつなぐ ３　自然と共生し伸びやかな文化を育む ４　北国らしい文化を発信する ５　先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える	（基本的な内容を継続）
文化行政の基本的な考え方	文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道の文化振興施策は道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に進めていきます。道の文化振興施策は、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に進めていきます。また、道が実施する様々な施策に人間性、地域性、創造性などの文化の視点を取り入れるよう努めていきます。	・「障がいの有無に関わらず」など、障害者文化芸術活動推進法の趣旨に沿った文言の追加など

指針の構成	現　　行	改正の方向性
文化振興施策の推　　進	1　道民の文化活動の促進 (1)文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上 (2)文化に関する顕彰 (3)文化情報の提供 2　芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充 3　文化活動を担う人材の育成 4　文化交流の促進 (1)地域間交流の充実 (2)世界との文化交流の促進 5　文化環境の整備及び充実 6　歴史的文化遺産の保存及び活用 7　文化性に配慮したまちづくりの推進 (1)地域文化を生かしたまちづくりの推進 (2)美しい街並みと景観の形成 (3)快適な生活環境の創出 (4)自然との共生 (5)みどりの環境整備	**■現行の施策体系などを踏まえ再構築** 〈新たに盛り込む視点（主なもの）〉 ・子ども達が文化に触れる機会の充実 ・地域文化の担い手の育成 ・地域の文化資源を地域資源・観光資源として活用 ・国内外の地域・団体との交流促進 ・情報発信の充実・強化 ・感染予防対策と文化芸術活動の両立 ・アイヌ文化の保存・継承と活用の促進 ・縄文遺跡群の保存・活用の促進
推進体制等の充　　実	1　推進体制の充実 2　文化活動への支援体制の充実	**■道や文化財団、市町村、民間企業、道民など各主体の役割の明確化**

5．今後の予定

令和４年度に終期を迎える国の文化芸術推進基本計画の改定作業の状況も見極めながら、改定に向けた作業を進めます。

令和４年２月　第１回定例会 前日委員会　「基本的な考え方」及び「改正の方向性」を報告
６月　**第１回文化審議会**　**数値目標の設定**
８月　**第２回文化審議会**　令和４年度文化賞・文化奨励賞の授賞候補者の推薦状況
９月　**第３回文化審議会**　**文化振興指針改正（素案）**　※令和４年度文化賞・文化奨励賞の授賞候補者の選定
第３回定例会 前日委員会　文化振興指針改正（素案）の報告
10月　パブコメ
10～11月　（国の文化芸術推進基本計画のパブコメ等）
令和５年１月　**第４回文化審議会**　**文化振興指針改正（案）**
２月　第１回定例会 前日委員会　文化振興指針改正（案）